

京都大学研究資源アーカイブにおける著作権処理の事例

五島 敏芳

京都大学総合博物館（京都大学研究資源アーカイブ担当）†

（要約／導入）

「京都大学研究資源アーカイブ」(Research Resource Archive, Kyoto University : KURRA) は、京都大学における教育研究の過程において作成・収集された資料を保存・活用する、大学全体の活動です。対象となる資料は、図書類や標本類と違って、写真・映像・録音、フィールドノート、研究会記録、講義ノート、論文原稿など一次資料です。これらの一次資料は、収集・調査を経て、京都大学デジタルアーカイブシステム（Kyoto University Digital Archive System / 愛称 Peek）へ登録され、活用できるように整備されます。こうして整備された資料を新たな教育研究の資源（研究資源）と位置づけ、これらの研究資源をもとに、京都大学の教育研究活動を紹介する映像・展示等のコンテンツも制作し、主として映像ステーション（Audio-Visual Station : AVS）で公開しています。

KURRA で取り扱う一次資料は、アーカイブ資料という、わかりづらい存在です。アーカイブ資料の元は、個人や組織体の活動に沿って生み出される一連の記録書類です。それらの記録書類は、個人や組織体の何らかの活動が始まってから終わるまで（記録作成者とやりとりする相手とのあいだで）何通、何件と作成され 1 点だけにとどまらず、およそ 1 点だけの記録を見ても意味が分からないことがあります。たとえば 1 通の文書だけでなく、別の参照資料、たとえば図書や物体も含まれ、回付の過程でそれらが増えるような、複雑な構成となることもあります。

こうしたアーカイブ資料を整理し、Peek によりオンラインで資料の書誌的情報（記述データ、メタデータ）だけでなく資料内容（画像、映像等デジタルデータ）をも公開（公衆送信）するには、その前に著作権処理を含む権利関係の作業が必要です。これまで KURRA では、アーカイブ資料の整理・公開よりも先に映像・展示等のコンテンツが制作されることもありましたが、それらコンテンツの公開前には、同じように権利関係の作業が必要です。ここでは、そうした権利関係の作業の概要を紹介します。

§ 京都大学研究資源アーカイブ KURRA 概観

○つぎの URL を参照

<http://www.rra.museum.kyoto-u.ac.jp/>

○大学全体の活動（総長裁定等・総総法第 1-27 号，平成 22 年 3 月 16 日）^[1]

…総合博物館の事業ではない／組織ではない（ただし、主な活動場所は総合博物館内）

○KURRA の資料

…図書館資料（教育研究の成果，公刊物）ではない／博物館資料（教育研究の直接素材，

† 京都大学研究資源アーカイブ・デジタルコレクションアーキビスト.

E-mail: goto.haruyoshi.4a@kyoto-u.ac.jp

試料・標本)ではない／大学文書館資料(運営・意思決定の文書記録, 事務文書)ではない 《教育研究活動の過程で生成する資料》

…しばしば, 写真, 映画, 録音, デジタル資料といった多様な媒体

○資料実物の収蔵庫の欠如

…総合博物館には, 資料整理のための作業場所しかない

…主に, 京都大学デジタルアーカイブシステム Peek

§ KURRA の著作権等権利関係処理の概要

○寄贈(所有権), 譲渡(著作権)が基本(寄託, 契約ではない)

cf. 「組織ではない」→契約主体になれない 部局長等との契約はありカ

…宛先のない「同意書」の提出をお願いする

…使用許諾の場合もある

○著作権譲渡の同意書 →本文・条項等は後掲「資料」

…著作者, 著作権者に, 署名・捺印してもらう

<p style="text-align: center;">同意書</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">(本文)</p> <p style="text-align: center;">(条項) …</p> </div> <p>〇〇〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>氏名 〇〇 〇〇〇印</p>	<p style="text-align: center;">別紙</p> <p>〇〇〇〇資料目録</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 70%;">タイトル</th> <th style="width: 20%;">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">〇〇〇〇</td> <td style="text-align: center;">1点</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">:</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">:</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">123</td> <td style="text-align: center;">〇〇〇〇〇</td> <td style="text-align: center;">2点</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">以上</p>	番号	タイトル	数量	1	〇〇〇〇	1点		:			:		123	〇〇〇〇〇	2点
番号	タイトル	数量														
1	〇〇〇〇	1点														
	:															
	:															
123	〇〇〇〇〇	2点														

…対象の著作物(資料)を明記(多ければ別紙に)

○手続き

【理想型】

- a. 所在把握
- b. 概要調査(1) ↑ (権利関係判明)
- c. 受入(／預り) ← 著作権譲渡
- d. 詳細調査(2)
- e. 編成, 記述
- f. デジタル化
- g. 検索手段(3)編集
- h. Peek 登録
- i. オンライン公開
- j. (返却)
- k. 活用, 活用例提示(4)

【現実例】

- a. 所在把握
- b. 概要調査
- c. 受入(／預り) ← (仮) 預り証
- f. デジタル化
- d. 詳細調査 ← 各作成者判明
- e. 編成, 記述
- j. (返却) ← 著作権譲渡 (該当分)
- g. 検索手段編集
- h. Peek 登録 ← 公開分選択
- i. オンライン公開 ← 利用者指摘, 再調査
- k. 活用, 活用例提示

- (1) 資料全体の(物理的)量の把握, 資料全体の出所・作成者に関する調査, 文献収集を含む
- (2) 資料単位の識別, 資料整理等の資料そのものの調査のほか, 資料の周辺に関わる調査を含む
* 資料現状をデジタル撮影で記録する「デジタル化」を含むことがある (fに際しても実施)
- (3) 典型的には資料目録; メタデータともいえる
- (4) 映像コンテンツ, 展示, オンラインコンテンツ等の制作を含む

…資料群の出所(著作者, 著作権者)と, 個々の資料の作成者(著作者)が, すべて一致していれば(または詳細が判明していれば), 理想型の過程cの時点で済む

- …実際は、c以後に、別の著作者・著作権者、不明な著作者・著作権者の存在が判明
- 詳細調査（資料整理）を経ないと正確な著作者・著作権者がわからない
- ※詳細調査の前に譲渡を受けると、権利の及ばない著作物が範囲に含まれる可能性
- ※詳細調査の前に（保存上、記録上）デジタル化すると、公開できない分が発生

○課題：調査の限界

- …資料作成者（著作者・著作権者）の情報を広く学外から募るとき、資料内容（画像、映像、録音等）を公開（公衆送信）する手段しかない
- …複製（デジタル化）しか資料原本の修復・見読の手段がない（とくに映画、録音）
- いずれも著作権法違反の可能性

§ 保護期間調査

- 資料整理時に、資料の標題（タイトル；著作物の名称）、作成者（著作者）・保管者（著作権者等）、作成・成立または公表の日付（年月日）、の情報を採取；
それらの情報をもとに作成者の没年を調査
- …保護期間：個人実名（生前公表）なら死後～年、団体なら公表後～年 etc.
- 保護期間を過ぎている場合（保護期間切れ）、複製・デジタル化、公開
- 課題：保護期間＞資料の媒体の寿命
- …法改正により保護期間延長が繰り返された場合、とくにフィルム系資料に影響
- 例1：1958年1月公表の記録映画（独創性なし）は、旧法では1971年1月に保護期間切れだったはずが、新法で2008年1月まで保護期間延長となった後、平成13年改正法で2028年1月までが保護期間となった ※著作権者、著作権継承者は、不明で許諾は得られない
- 例2：被写体から1958年1月撮影とわかるが撮影者不明の写真は、旧法では1971年1月に保護期間切れだったはずが、新法で2008年1月まで保護期間延長となった後、平成8年改正法で撮影者の死後50年間は保護期間となり、保護期間じたい不明となってしまった
- 劣化しているTACベースフィルムだと保護期間切れとなる前に資料が崩壊
- 著作権者不明等の場合の裁定制度^[2]
- …いまのところ利用していない（「相当な努力」に要する経費、手続き、人員の不足）
- ※不明分の量と、組織的調査実施の可能性とにより、制度利用も検討

§ デジタル化とその周辺

- 資料（著作物）のデジタル化は、複製
- …著作者・著作権者の許諾なしにデジタル化をおこなえば、著作権（複製権）侵害
- 原則として各著作権譲渡後の作業ながら、現実には出所＝著作者・著作権者の推測により出所の了解を得た後（詳細調査前に）、デジタル化実施の場合がある
- ※検討の過程における利用、教育利用のための複製、図書館等での保存のための複製の取り次ぎ^[3]、いずれかによる解釈
- デジタル撮影による資料保存状況等現状の記録（とくに概要調査時）
- …写り込んだ著作物内容は、その部分のみでは有意の著作物単位ではない（従の位置）
- （強いて言えば）現状記録写真というKURRA業務の著作物
- ※画像上の引用、または付随対象著作物の利用^[4]←→有意の著作物単位の場合に問題あり
- （？）画像解像度を落とし被写体著作物のメッセージ性を喪失すればよいか
- …識別ができず、記録写真の意味がない／同一性保持権に抵触カ

- ※画像解像度は関係なく、基本的に現状記録も出所（著作者・著作権者）の了解を得る
- 参考：デジタル撮影・スキャン等で用いる解像度
対象資料実物の長辺（mm）／画像データ長辺の予定画素数×25.4
- デジタル画像・映像への表示（透かしを含む）
 - …譲渡を得た分、KURRA 業務作成分は、公開用画像等へ埋め込み
 - ※「©」は「方式主義」のなごり（ほぼ現在的に意味なし）；所蔵等表示として付与
 - デジタル画像等の出所として信用できることの表明、資料保存（の経費）を負担している存在であることの表明

§ まとめ

KURRA のアーカイブ資料の著作権処理は、基本的に著作者・著作権者へ著作権譲渡の同意書を提出してもらるか使用許諾を出してもらるか、いずれかといえる。その他、著作権の保護期間を調べ、期間内であれば期間が過ぎるまで待つ。今後、条件によっては裁定制度を利用する可能性もある。

アーカイブ資料は、ふつう群として存在し、著作物という観点から見たとき、しばしば複数の多様な著作物から複雑に構成されるため、〈資料群の出所＝著作者・著作権者〉の推測に基づく口頭・書面の譲渡または使用許諾の了解があったとしても、現実には詳細調査（資料整理）の時点で、個々の資料（著作物）の作成者＝著作者が判明するたびに、その著作権者調査等を実施し、個別に対応している。なるべく Peek へ資料目録だけでも登録・公開し、その資料目録の記述から、不明な著作者・著作権者について、その手がかりを提供してもらえるようにしたい。

脆弱な媒体に記録された資料（フィルム系資料）は、その著作者・著作権者が不明だった場合、保護期間切れ前に資料が崩壊する可能性が高い。裁定制度利用、保存のための複製などの方法による資料保存を模索したい。

●疑問その他雑感

- アーカイブ資料（群）を著作物として理解することじたいが妥当か
 - …個人ないし組織体の活動を記録する中での生成物、集積物（もとより入り交じる）
 - …資料（群）の構成物は、素材、データに近い（コミュニティで共有される存在）
 - ※著作者が死亡した途端、遺族にとって物理的存在としての資料が財産となる
- 歴史公文書等以外のアーカイブ資料の存在への配慮のなさ
 - …民間のアーカイブ資料は
- 著作物としてのメッセージ性を喪失する媒体の物理的崩壊に抗する複製（デジタル化）は、（急を要する応急処置でも）著作者・著作権者の許諾が必要なのか
 - …著作物の内容が失われてしまっは財産としての価値も失われてしまう

注

- [1] つぎの URL を参照のこと（2015-11 確認、URL 参照は以下同）。制定時、松本紘総長。
<http://www.kyoto-u.ac.jp/static/ja/profile/policy/other/revision/tuuti.htm#sou1-27-21>
<http://www.kyoto-u.ac.jp/static/ja/profile/policy/other/revision/documents/h21/sou1-27-21.pdf>
- [2] つぎの記事を参照のこと。
http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/

[3] KURRA は、著作権法の「図書館等」ではないため。なお、保存のための複製は、論者により見解が分かれるようだ。(国立国会図書館だけ、複製したら原本は廃棄しないといけない、等等。)

[4] つぎの記事を参照のこと。

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/utsurikomi.html>

参考文献等

五島敏芳. 京都大学研究資源アーカイブの活動. 記録と史料. 2013年, No.23, pp.62-64.

文化庁長官官房著作権課. 著作権テキスト：初めて学ぶ人のために. 平成27年度版, 文化庁, 2015年, ii,100,69p. http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/h27_text.pdf (参照2015-11).

中山信弘. 著作権法. 初版(第5刷), 有斐閣, 2010年, xxii,541p.

岡村久道, 近藤剛史. インターネットの法律実務. 新版, 新日本法規, 2001年, 8,15,602p.

資料

○同意書本文・条項(例)

私は、別紙目録記載の著作物（以下「本著作物」という）に係る所有権及び著作権の継承者を代表して、本著作物に係る所有権及び著作権を京都大学に譲渡することに関し、以下のとおり同意します。

第1条（権利の譲渡）

京都大学が、以下に定める（1）乃至（3）を遵守することを条件として、本著作物に係る所有権及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を京都大学に譲渡します。

- （1）本著作物を大切に保管・管理すること
- （2）本著作物を研究・教育等の学術目的または広報の目的において利用すること
- （3）本著作物に対して第三者から権利侵害の主張、異議・苦情の申立て、損害賠償の請求がなされた場合は、弁護士費用を含めて、京都大学の責任と負担においてこれを処理すること

第2条（著作者人格権）

京都大学が、以下に定める（1）及び（2）を遵守する場合は、本著作物に係る著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しません。

- （1）著作者の名誉を傷つけない態様で本著作物を利用すること
- （2）可能な限り本著作物に著作者名を表示すること

第3条（対価）

本同意書に基づく所有権及び著作権の譲渡に係る一切の対価は無償とします。

○登録資料・映像コンテンツ等の権利状況類型（抄）

資料（デジタルコレクション）	出所・作成	権利状況	映像コンテンツ	素材権利状況
			アフリカへの道 [他5本*]	(関係者了解)
			征夷大将軍 坂上田村麻呂の墓 [他1本, 京大研究成果紹介]	使用許諾 (学内限定)
[総合博物館収蔵三角縁神獣鏡]		(保護期間切れ)	三角縁神獣鏡	
			湯川秀樹 —その人— [他4本, 過去の部局等紹介受入]	(部局等所持)
西田利貞野生チンパンジー研究資料	西田利貞	(譲渡/許諾予定)	アフリカ類人猿研究史 [資料研究資源化より先に制作*]	(関係者了解)
京都大学カラコラム・ヒンズークシ学術探検隊地質班関係資料, 1955-1956.	藤田和夫	譲渡	動きつづける大陸	
石井米雄写真資料, ca.1957-1970.	石井米雄	本人了解→覚書(遺族-部局)	道は、ひらける：石井米雄の東南アジア研究	使用許諾 (学内限定)
湯川秀樹資料：中間子論関係, ca.1934-1981.	湯川秀樹	(本人了解)	創造的人間、東洋的思想から理論物理学へ：湯川秀樹	使用許諾 (学内限定)
宮本正太郎資料：火星スケッチ, 1955-1976.	宮本正太郎	譲渡 (資料は関連部局)	変動する宇宙の姿 —京都大学の宇宙世界—	
川村多實二資料, 1902-1964.	川村多實二	保護期間切れ (同人分, 2015年)	[研究室/教室作成記録映画 (ビデオ変換済み) を含む]	
堀田満映像資料：映画フィルム, 1960- ca.1982.	堀田満, 長谷川高士	譲渡	[本人撮影映画, 本人所属団体 (京大探検部) 撮影映画]	
京都大学農学部造園学研究室資料：風景スライド写真, ca.1950- 1974.	環境デザイン学研究室, 岡崎文彬	研究室 (団体名義, 継承); 譲渡		
京都大学演習林関係資料, 1928-1986.	フィールド科学教育研究センター	部局 (団体名義, 継承)	[部局構成員撮影映画を含む]	
京都帝国大学工学部建築学教室 35mm フィルム：実写 関東地方大震災[, 1923.]	工学研究科建築学専攻; 大阪毎日新聞	保護期間切れ		

注) 映像コンテンツのうち「*」印の分は、前身事業（フィールド映像アーカイブ）より継承